

ライブラリー事業に係る教育機材及び健康機器等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県及び市町村保険者等（以下「保険者等」という。）が実施する国民健康保険制度の周知、地域包括ケアシステム構築に係る啓発、健康寿命延伸に係る啓発、及び被保険者の健康増進を目的とした健康まつり等の各種イベントを支援するため、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が管理する教育機材及び健康機器等（以下「機材等」という。）を貸出す場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸出機材等)

第2条 貸出機材等は、次の各号に掲げる機材等とする。

- (1) オレンジくん着ぐるみ
- (2) 体組成計
- (3) もの忘れ相談プログラム
- (4) ライフコーダEX（生活習慣記録機）
- (5) チェッカーくん（足指力測定器）
- (6) マイクロCOモニター（呼吸ガス分析装置）
- (7) 健康パネル
- (8) のぼり、はっぴ及びテーブルクロス
- (9) ロールアップバナー
- (10) 連合会等が制作したビデオテープ及びDVD

(管理者)

第3条 機材等の管理及び貸出しについては、理事長が行うものとする。

(申請)

第4条 前条に掲げる機材等の貸出しを受けようとする保険者等の責任者（以下「申請者」という。）は、機材等借用申請書（様式第1号）を使用日の7日前までに理事長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請書を受理した日から起算して3日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）に、申請者に対し機材等借用許可書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、貸出しすることが不適当であると認めた場合は、機材等借用不許可通知書（様式第3号）を申請者に送付するものとする。

(運送費)

第6条 機材等の借用及び返却に伴う運送費については、申請者が全額負担するものとする。

2 機材等の運送を業者に委託する場合は、別表に定める保険金額を負担する運送保険に加入しなければならない。

(貸出期間)

第7条 機材等の貸出期間は、10日以内とする。ただし、特別な事情があると理事長が認める場合は、この限りではない。

(返却方法)

第8条 貸出機材等のうち、のぼり、はっぴ及びテーブルクロスに関しては、クリーニング等をもって返却するものとする。

(賠償責任)

第9条 借受人は、借受けた機材等を紛失もしくは破損した場合は、天災等やむを得ないと認められる場合を除き、賠償の責に任じなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、貸出について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月9日から施行する。

別 表

	機材等の名称	保険金額
1	体組成計	1,000,000 円
2	もの忘れ相談プログラム	600,000 円
3	チェックカーくん	50,000 円
4	オレンジくん着ぐるみ	750,000 円